

監 査 報 告 書

2025年5月22日

学校法人 東洋学園

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

監事 箕浦龍一

監事 八崎洋介

私たちは、私立学校法第37条第3項の規定に基づき、学校法人東洋学園の2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表及び付属明細表）について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、学校法人の業務の確認を行うとともに、理事会及び評議員会に出席して理事の業務執行状況を確認し、重要な会計書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況は適切であり、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記録と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産並びに理事の業務執行に関し不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上